

相模原市監査委員公表第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和7年10月2日に実施したこども・若者未来局の財務監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置の内容について市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年11月26日

相模原市監査委員 岩 本 晃

同 橋 本 慎 一

同 寺 田 弘 子

同 鈴 木 秀 成

## 第1 財務監査

### 1 監査対象事務

委託料の支出に関する事務

### 2 監査の実施日程

令和7年4月24日から同年10月2日まで

### 3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和7年11月4日

### 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>こども施設課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、相模原市立児童クラブ(南区その2)に係る労働者派遣契約において、次のような事例が見られた。</p> <p>ア 当該派遣契約において、毎年度取り交わすこととしている労働者派遣個別契約書(以下「個別契約書」という。)について、令和6年度は取り交わしていなかった。</p> <p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)(以下「労働者派遣法」という。)第26条第1項は、業務の内容、事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所並びに組織単位、直接指揮命令する者等の事項を定める旨を規定してい</p>	<p>令和7年4月24日から同年10月2日にかけて実施された財務監査における指摘事項については、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>アの事案については、契約書に規定する個別契約書について、派遣労働者を指揮命令する者等の変更があることを勘案し、毎年度取り交わすこととしていたところ、発注者、受注者双方が失念したことから、令和6年度は取り交わしていなかったものです。</p> <p>今回の指摘を受け、毎年度作成する本契約に係る管理用ファイルに個別契約書を綴る箇所を明示し、個別契約書の作成の有無を明確に確認できるようにいたしました。</p> <p>今後は、労働者派遣契約について、</p>

る。

これを本件についてみると、契約書第1条第2項において、派遣労働者の従事すべき業務内容、就業場所、派遣先において派遣労働者を指揮命令する者、その他労働者派遣の実施に関し必要な細目については、別途合意する個別契約書に定める旨を規定しており、派遣労働者を指揮命令する者等の変更があることを勘案し、個別契約書を毎年度取り交わすことにより労働者派遣契約を履行することとしていた。

このため、令和6年度の個別契約書を取り交わさなかつたことは不適正な事務処理である。

今後は、労働者派遣契約について、発注者、受注者双方が関係法令及び契約内容等を遵守し、適正に事務を執行されたい。

【こども施設課】

発注者、受注者双方が関係法令及び契約内容等を遵守し、適正に事務を執行してまいります。

【こども施設課】

## 第2 行政監査

### 1 監査対象事務

委託料の支出に関する事務

### 2 監査の実施日程

令和7年4月24日から同年10月2日まで

### 3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和7年11月4日

### 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>こども家庭課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、相模原市こども虐待110番運営事業業務委託の条件付一般競争入札に係る公告において、市掲示場への掲示を行っていなかった。</p> <p>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項は、「普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告しなければならない」とし、相模原市公告式規則(平成27年相模原市規則第63号)第2条第2項において、告示等の公表は、相模原市公告式条例(昭和25年条例第24号)第2条第2項に定める掲示場に掲示</p>	<p>令和7年4月24日から同年10月2日にかけて実施された行政監査における指摘事項については、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>本事案については、条件付一般競争入札を実施した際の入札に係る公告において、相模原市ホームページへの掲載のみを行い、市掲示場への掲示を行っていなかったものです。</p> <p>このことは関係法令、条件付一般競争入札の手引き(令和6年4月契約課作成)などの内容をよく確認しておらず、入札に当たりホームページへ掲載のみ実施すればよいと誤って認識していたことが原因です。</p> <p>今回の指摘を受け、課内において契約事務について、手引きや関係法令を</p>

<p>してこれを行う旨を規定している。</p> <p>このため、入札に係る公告を市掲示場へ掲示しなかったことは不適正な事務処理である。</p> <p>今後は、関係諸規程等を遵守し、適正に事務を執行されたい。</p> <p>【こども家庭課】</p>	<p>改めて確認するよう周知いたしました。</p> <p>今後の契約事務の執行に当たっては、担当者、合議者及び決裁者がそれぞれ関係法令等を確認し、適正な事務執行に取り組んでまいります。</p> <p>【こども家庭課】</p>
---	--